

(議長)

はい、いいですか。会議を再開いたします。

次に、財政課、税務課所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

まず先にですね、予算の前に、議案第16号の方をご説明申し上げたいと思います。

議案第16号につきましては、議案書の57ページとなります。内容といたしましては、江差町財政調整基金の処分についてでございます。一般会計の予算編成におきまして生じた財源不足に対しまして、財政調整基金を取り崩して繰入れするために、財政調整基金の設置、管理、処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。取り崩す額は3億8千万円、時期は令和3年度中となりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、予算財政課所管の予算の説明となります。予算資料の方で、大きく増減した部分、新規事業について絞り込んで説明させていただきたいと思います。

まず予算資料8ページでは、15番、16番、それから20番から33番、35番、36番が所管事業となります。その中で、21番、公共施設等長寿命化計画策定でございますが、新規事業でございます。現時点で、個別計画を策定していない公共施設、これは役場庁舎や地域会館、職員住宅等々の個別計画策定の経費でございます。

30番、江差高校下バス待合所(海側)改修、こちらも新規事業でございます。屋根、外壁、相当傷んできている事や、戸も歪んできて、上手く開け閉めできない、そういう状況でございますので、屋根、外壁の張替えや建具の取り換えをするものでございます。

続きまして、31番、土地開発公社対策でございますが、令和2年度で、全ての借り入れの返済が終わりました。令和3年度中に公社を解散する事としてございますが、解散の諸手続き、具体的には官報登載や登記などの費用、こちらの費用を補助する部分を計上してございます。

次に、32番、ドローン活用推進でございますが、例年4人ほど職員、操作の講習をしてきましたが、令和2年度までで15人程度となった事もあり、3年度は講習をしない事としてございます。

次に、33番でございます。備品管理台帳整備でございますが、新規事業でございます。備品管理のための備品に張るラベルシールの購入でございます。

次に、35番でございます。旧JR江差駅資料展示室整備でございます。これに関しましては、平成30年3月26日にオープンして、おおよそ3年経ったところでございます。3年経ったところでございますが、旧檜山爾志郡役所にも、まだ、JRさんの方から譲り受けた資料や展示品があるという事でございますし、郡役所の方に統合して展示する事といたしまして、現在の資料館は、7月頃を目途に閉鎖する事としております事から、令和3年度につきましては、閉鎖までの経費を計上してい

るものでございます。

次に9ページでございます。93番、例年通りの内容となっております。

次に10ページでございますが、94番、緑が丘福祉の家公共下水道接続でございますが、新規事業でございます。下水道接続の工事請負費と受益者負担金を計上してございます。

同じく10ページ、133番でございますが、例年どおりの内容でございます。

次に13ページでございます。256番から、258番でございます。内容的には、例年どおりの内容でございますが、257番の海水浴場運営の部分でございますけれども、長年、監視員といたしまして、高校生のアルバイトをお願いしてございました。昨年度は、新型コロナウイルスの関係も、影響もあり、業者に委託したところでございますが、令和3年度においても、高校生ではなくて、業者に委託する事として、予算計上してございます。

次に、14ページでございます。281番、港湾整備事業特別会計繰出でございますが、港湾センター及び倉庫の老朽化で、修繕する事が多くなってきた事から、特別会計の方で修繕費を増額いたしました。それに伴い一般会計からの繰出が生じたものでございます。

次に287番は例年どおりでございます。

それから、289番から294番までとなりますが、289番公営住宅維持管理でございます。この中に陣屋団地防火設備改修工事を計上してございまして、資料は19ページとなります。陣屋団地の防火扉2組の交換調整をするものです。

次に291番、南が丘第4団地長寿命化でございます。資料は20ページでございます。2棟10戸の屋根外壁の改修工事で、これで南が丘第1団地から進めておりました、長寿命化工事の全てが完了いたします。

次に293番、南が丘第2団地シロアリ駆除対策で新規事業でございます。資料は21ページとなります。南が丘第2、第4団地でシロアリが確認されている事から駆除するもので、金額が多額になる事から、3区画に分けて、5か年で実施する事としており、令和3年度はA区画の駆除に着手するものでございます。方法につきましては独餌設置方式で、1年目が独餌設置、2年3年はモニタリングとなります。

次に294番、町営住宅浴槽等設置で新規事業でございます。入居率、補修率の低さの要因として、浴槽がついていない事がその要因の1つと考えられる事から、試行的に募集の際に浴槽と三か所給湯設備などを整備するものでございます。予算としては3箇所分を計上してございます。

次に16ページ、377番から382番、交際費から予備費まででございますが、内容といたしましては例年通りの内容でございます。

それで歳入についてですが、一般会計歳入についてですが、財政の方としては、地方交付税、基金繰入金、町債など金額の大きいもの、そういったものを所管してございますけれども、内容といたしましては、予算資料2ページ、こちらの方をご覧いただくという事で、詳細な説明は割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、特別会計の方でございます。港湾整備事業特別会計も所管してございます。予算資料の34ページ、港湾特別会計の構成表で説明いたします。内容といたしましては、港湾センターの維持管理にかかる予算でございます。内容としては例年と同様でございますけれども、修繕料が直す箇所がちょっと多くなってきているという部分もありまして、80万円ほど前年度より増額となっております。

簡単でございますが財政所管の部分の説明は以上でございます。

(議長)

はい、次、税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、私より税務課が所管しております、一般会計と国民健康保険費特別会計の予算につきまして、ご説明させていただきます。

まず始めに、一般会計の歳入になります。予算書の22ページから23ページの1款町税でございます。予算資料につきましては3ページになります。

町税の総額につきましては、7億6,424万8千円を計上し、前年対比で2,661万円の減となったところでございます。大幅な減少となっておりますものにつきまして若干ご説明させていただきますが、まず法人町民税、こちらにつきましては、約1千万近くの減となっておりますが、法人税割、法人町民税には均等割と法人税割というものがございまして、法人税割の税率が12.1%から8.4%に減額改定されたものでございます。

それと新型コロナウイルスの影響によりまして、各法人さんの収入減が大きな要因となっているものでございます。また、大きく減少しております固定資産税、こちらにつきましては、令和3年度が評価替えの時期でございます。それに伴いまして、今の現状で言いますと、町内の全体の評価というのは、前回よりも全体的に下回ってございます。これは、毎年そうなんですけれども、だんだんだんだん下がってきている状況にございまして、それらの部分が影響している事、また、新型コロナの経済対策という事で、令和3年度で、固定資産の償却資産に対します中小企業事業者への減免が、ついこの間、締切をしたんですけれども、まだ、遅れても出して構わないんですが、中小事業者対象に減免の取り進めを今しているところでございます。それに係る減額という事、それと、元山地区にございます風力発電ですけれども、更新時期を迎えておりまして、その分の償却資産の収入が、まるで今のところ、R3年度はないという状況になってございます。これらが主な減額の要因となっているものでございます。

次に歳出になります。予算書の58ページから61ページの町税費でございます。予算資料は9ページの事業番号、60番及び62番から69番になります。

この中で66番にございます、固定資産税の家屋評価システム導入が新規事業となっております。家屋の評価につきましては、これまで、表計算ソフトの方を利用して、評価額の計算を行い、現在、当課にございます、税システムの方に入力するとい

う作業をしておりましたが、本システム、今回の家屋評価システムを導入する事により、現在の税システムと連動する事が可能となりまして、正確かつ効率的に管理を行う事が可能となるものでございます。初期費用及び運用費用という事で96万8千円を計上してございます。

また、1目の税務総務費におきまして、約230万円の減額となっておりますが、これは、令和元年度と2年度におきまして、固定資産の、先程も申し上げました、評価替えの委託費用を実は組んでおりました。その評価替えが完了しましたので、令和3年度は、その分が減額となっているものでございます。

以上、それ以外の事業につきましては、事務的経費でございまして、例年と大きく変わってございません。

次に、国民健康保険特別会計の当課所管分となります。

まず、歳入でございますが、予算書の148ページから149ページの1款、国民健康保険税でございます。

総額1億2,306万8千円を計上し、前年対比で306万6千円の減となったところでございます。これにつきましては、北海道に納付する国保事業の納付金額の提示金額が減少という事になったものでございます。

次に、歳出でございますが、予算書の152ページから155ページの賦課徴収費と、収納率向上対策事業費となりますが、こちらも事務的経費でございますので、例年と変わってございません。

以上、簡単ではございますが税務課所管の予算説明を終わります。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

はい。飯田議員。

「飯田議員」

旧JR江差線資料室展示整備でございます。

先程、課長もやり取りしましたけれども、これにつきましてはですね、旧江差線が廃止された時には、時の流れとは言えどもやっぱり、断腸の思いで江差町もそれに同意したという経過の中で、あそこには何らかの施設を残そうという事で展示室、メモリアル施設も線路を含めて作りました。後程、やっぱり、そこには跡地を活用して、町営住宅が整備されました。

これは、あそこにあった展示場を閉鎖をして、郡役所の方に展示をするという内容の予算ですよ。これの契約期間は1年、契約更新時期というのは3月いっぱい、3月いっぱい切れるという内容ですか。それが7月まで伸ばすという理由は何なのか。

それと、この契約内容はですね、展示場の当然、場所代と相手方に払う、何かそう

いう、あるんでしょう、案内とかそういうするね。その契約2本になっているのか、1本になっているのか。

契約を解除する場合、何か月前に相手方に通告するのか。必ず契約書には載っているはずですから。

まず、それをお聞かせ下さい。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

現在、旧駅前、ロータリーの所で開館しております、資料展示館についてのご質問でございますけれども、まず、契約内容は毎年毎年、4月1日から3月31日までという事で、建物の賃貸、それから、あそこの開け閉めだったり、いろいろ掃除していただいたり、片付けをしていただいたりというそういう管理委託、その2本で、それぞれ月5万円ずつお支払いしている。そういうような契約内容と、まずはなっております。

それで、7月までの理由なんですけれども、郡役所の方に移す際に郡役所の方でも、それに向けての、少し工事というところまでいかないんですが、いろいろ手を掛けたいと。そういった部分もございましたので、7月ぐらい、7月8月ぐらいまでかかるという事ですから、そこまで、現在の場所で営業してから、郡役所の方が整いしだい移転したいと。7月までの理由というのは、こういう理由でございます。

それから、契約解除でございますが、契約を解除する訳ではなくて、新たに次の契約を結ぶ際に、1年でなくて4か月だったり5か月だったり、そういうような契約をするという事ですから、決して解除という形ではないのかなと思っておりますので、これが、例えば何かの条項に触れるというような事でないと考えてございます。

以上でございます。

(議長)

いいですか。はい。飯田議員。

「飯田議員」

今、その、契約内容を伺いましたけれども、当時は、あそこを設置する時にはですね、少なくとも、町と委託の方の契約だけでなく、やっぱり、あそこ一体をメモリアル施設で残すという事で、町内会にも相談しながら設置をした、メモリアル施設を置いたという経過がある訳です。当然、もちろん、契約、新しく結ばないという段階では、町内会と一定程度の事前の話し合いをしたと思っておりますけれども、その辺の確認を1点させて下さい。

あと、あれを閉鎖して郡役所にもっていく理由というのは、要するに郡役所にも多

少のそういうやっぱり、江差旧 J R 江差駅の展示物があるから、それを一括して郡役所に置くという、ただそれだけの理由なんですかね。

これ2点。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

まず1点目の、町内会にとの協議だったり、説明だったりという点でございますが、それはやっていないというのが事実でございます。あそこは、整備する際にいろいろな方面からご意見いただいた中で、やはり駅跡地という事で実際に使っていたレールを使いながら、モニュメントを整備して来たと、そういう思いを受け止めながら、町もあそこを整備してきたというところをご理解いただきたいというのが1点と。

2点目は、飾られない物も、飾られていないという、廃線廃駅になった際に、J R 北海道さんから、いろいろいただいたと。まだまだあるという事は、学芸員の方から伺っています。それがあるから単に集約するという訳ではなくて、郡役所に展示すると、例えば今までモニュメントだったり、駅の資料だけ見て帰っていた方が、例えば、資料館も見ていただく。併せて、例えば、江差の歴史だったり文化だったりに触れる機会が出てくる。そういう相乗効果というものを、私は期待できるのではないのかなと思います。

今、インターネットの時代でいろいろ見れます。そういうマニアの方のブログとかって結構直ぐすぐ見つかると思うんですが、例えば、駅に例えば何もなかったり、碑しかなかったりしても、訪れたりしている訳でございます。それから考えれば、うちはああいうふうな駅跡地、モニュメントも作っている。それから、郷土資料館に資料も展示しているという事であれば、遠路を厭わず来る方々ですから、両方見ていただいて、滞在時間も長くなったりするような機会を、経済効果まではいかないでしょうけれども、そういった事をいろいろ期待できるんでないのかなと、そういう事も含めて、あそこに統合するという事でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

はい。飯田議員。

「飯田議員」

はい。課長。私それでは理解出来ないは。やっぱりですね、ある意味でですね、そういう観光施設ですよ。郡役所もね。ある程度、あっちの駅前陣屋町方面にもお客さんが、観光客を含めて、確かに鉄道マニアなんだと思いますけども。やっぱり町を周遊して歩くような施設を、モニュメントだけでじゃなくて、資料室、置いておく必要があると思うんです。そういう事によって、観光客が町の中を巡回する、経済効果も

出ていく。そういうような考えは必要だと思うんですよ。ただ単に、財政的な、5万5万の今10万ですか。それを廃止するという事ではなくて、そういう年度の途中、7月ですか、8月ですか、それを廃止するのではなくて、相手方と話し合いて、財政的な問題あるんだったら、委託料、家賃を少し下げてもらって、1年間やってもらって、新年度からやるという方法もあるんじゃないんですかね。その辺のところ、きちんと相手方と了解の元で更新はしないという事なんですか。2点。

(議長)

財政課長。

これで、3回目の答弁だから、これで終わりだよ。

「飯田議員」

議事進行もあるんだよ。

「財政課長」

はい。財政的な視点は、これはまったくなかった訳ではないです。先程も説明しましたが、月々それぞれで10万円支払っておりますから。そういった中で、例えば郡役所に統合しながら、今までよりも充実した展示が望めるという事で、なおかつコストダウンが図れるのであれば、やはりそちらの方の、財政担当でもありますし、財政的、全体的な財政状況を考えれば、やはりそういった部分を進めていかなければならないのかなと、そういう思いも持って統廃合、やっぱり公共施設だったり事業だったり、そういった視点で見えていかなければならないですから、そういった形で、コストダウンを図られるのであれば、やはり、そういう統廃合というか、郡役所に引っ越した形でやっていくというのは、私としては考えざるを得ないというか、考えていきたいという事でございます。

それから、相手方の了解といいますか、説明はですね、先般、先月、2月19日に全員協議会の中で、予算の内容を説明した後に、相手方の方にお伺いして説明をしたところでございます。

ただ、毎年毎年契約を更新する際には、先程も言いましたが1年更新でございまして、予算の事ですから、来年どうなるかわからないとかという事で、1年ずつそういう形で契約してございましたので、それが7月までなのかどうかは別としても、更新がされないというのは、十分相手の方も、いずれそういう事がくるのではないのかなというのは承知してたかと思っておりますので、その十分協議したのかと言われれば、協議して決めてしまった訳でない、やはり、担当課として決めた形を伝えたという形ではありますけれども、そういった形でご了承いただいていると、私は思っております。

(議長)

はい。飯田さんの質問。

次に、小野寺さん、ボタン押してるんだね。

はい。わかりました。

小野寺さん、ちょっとお待ちください。

(議長)

定刻の時間が迫っておりますが、財政課、税務課所管予算並ぶに関連議案の質疑が終了するまで、会議時間を延長したいと思います。ご異議ありませんか、

(「異議なし」の声)

(議長)

はい。異議なしと認め、財政課、税務課所管予算並びに関連議案の質疑を終了するまで、会議は時間延長をする事に決定いたしました。

それでは、小野寺議員。

「小野寺議員」

財政課、町営住宅に関して絞って何点か。それから税務課、短いと思いますが1点。大きく2つです。それから時間がないかなと思うので少し早口になります。

町営住宅、1つは資料、資料というのは定例会資料ですね、定例会資料の資料15、ページ15です。下水道管が円山の町営住宅第2団地の方に向かって、道職員住宅の方まで引かれます。町営住宅の長寿命化計画案には、円山の第2団地は、案ですけれども、10年の計画期間、後ろの方ですけれどもね、廃止です。用途廃止になります。

その上でお聞きしますが、この町営住宅には、下水道法によりますと、供用開始になれば、大家さんはすぐ速やかに、と言っても、何年間でしたか、接続しなければなりません。法律上義務です。接続するのかどうか、これがまず1点です。

それから2つ目。今回の予算を見て改めて思ったんですが、町営住宅の管理人という位置付けで、2つの団地が円山と南が丘にたくさんある町営住宅の中に、2つだけの団地に住宅管理人というのが委嘱されて、お金が払われております。その2つだけですけれども、まず、その、主な任務何なのか。簡単でよろしいです。2つ以外の団地は、じゃその仕事はどっかが担っているのという事で、素朴な質問です。

3つ目。資料の21、説明ありましたが、シロアリ。これは、そもそも多分私の一般質問で、町営住宅の第1団地、町職員住宅も含めて、シロアリ出ているという事から出たかなと思うんですが、結果的には、かなり広大な所に今、シロアリ対策を取らなければならなくなっておりますが、財政課でわかる範囲でいいんですけれども、そもそも、南が丘に相当シロアリが出ているのかと。これ、課が違って来るかも知れませんが、もっと言うと、江差町内で、このシロアリってどうなっているのという事も含めて、わかる範囲で、もしくは町の管理している建物でもシロアリ被害があるのかな、というのも思いましたので、お聞きします。

町営住宅に関して、最後。同じ、このシロアリ対策をやる、第3団地、第4団地に関わってくる問題なんですけど、ごみ問題です。この間、何人かからちょっと相談を受けているんですが、江差町内、比較的新しい町営住宅、陣屋団地だとかでは、ごみのステーションがあります。集合ですから、ステーションを作って、そこに燃えるごみ、燃えないごみを出します。ただ、古い所はごみステーションがありません。特に問題なのは、長屋になって収集車はその長屋の道路沿いの所にだけ来るから、奥まっている所は、そこまで持っていかなければならない。だけれども、そこは人のうちの前から、ごみの箱とかを置けない訳ですね。そうすると、そのまま出していく。いろんな困難を抱えております。その事について、ぜひ、そういう団地、困難を抱えている団地には、ごみステーション、今比較的新しい所はごみステーション作っておりますし、当然かと思うんですけども、それをぜひ検討して欲しいという事であります。

税務課、1点だけです。先程、固定資産税の話出ましたが、ちょうど3年が評価替えだという事を説明受けたんですけども、1点お聞きしたいと思うんですが、総務課でも、土砂災害等の危険、いろんな災害危険区域が、江差町内で、既に指定される、これからも指定されると言うのがあります。何人かから、これも相談受けたんですが、自分のうちが直接、今、土砂災害の所でなくても、背景が土砂災害区域でレッドゾーンになったり、イエローゾーンになったりすると、当然評価が下がると。評価が、下がると、もしかしたら売れたかも知れない家も売れなくなっちゃうという意味では、せめて固定資産税を軽減するという事がないのかという事もちょっと聞かれました。今回のすぐ間に合うかどうかは別として、固定資産税の面で、そういういろんな、国、道の関係で、指定される、危険区域等々が、された場合に、固定資産税としては、軽減策があるのか。もし、あったとしたら、今までどういう状況になっているのか。ちょっと教えて頂きたいなと思います。

以上です。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

4点、あったかと思えます。

まず、円山第2団地の下水道接続の件でございますけれども、長寿命化計画、次期の長寿命化計画の中で、全て用途廃止、解体する予定となっておりますので、解体する予定のところでございますから、接続の管区をとったとしても、接続するという事では考えてございません。

それから、2点目の管理人でございます。現在、議員ご指摘のとおり、円山第4団地と南が丘第4団地の2か所だけ管理人という形でいらっしゃるわけなんですけど、その背景というのが、円山第4団地にシルバーハウジングがございまして、そういう身体機能が低下している方などが、入居しているという部分もあって、置いたという事

でございます。それから、第4団地につきましては、これは元々道営住宅でございます。道から移譲を受けた時に、そのまま管理人を置いているという形になっているものでございます。主な職務でございますが、基本的に現在は、町からの連絡周知、それから、団地で何かあった場合の連絡報告、ほとんどこちらがメインでありまして、ほぼこれだけの業務になってございます。それ以外の団地については、町が連絡周知等々でございますので、個別に入居者にご案内したり、今、そういうふうに個別に対応しているという状況でございます。

南が丘第3団地、第4団地のシロアリでございます。29、30、31年度で、南が丘第1団地のところ、同じ方式でシロアリの駆除をしたところでございます。その際に、確か議会で同じような質問ございまして、関係団体に聞いた方がいいんじゃないかという事で、私の方でも、その江差建設協会さんの方をお願いして、会員の業者さんの方で、そういった情報があったらという事で、出していただいたものがあります。それで、2年前か3年前か古い情報にはなるんですが、数としては多くないんですが、新栄だったり、茂尻だったり、上野だったり、本町だったり、陣屋町という事でのシロアリが確認されたという、そういう情報はいただいております。

それから、ごみステーションですね。ごみステーション、新しい所、陣屋団地、新豊川、そういった団地については、町の方でごみステーションを設置しているところでございます。それ以外は、個人の方で設置していただいているところなんですが、小野寺議員、おっしゃるような感じで、苦勞されているというのは、私の方でも承知していなかった部分もありまして、それは、その各団地の住棟の配置の関係、例えば、南が丘であれば横にずっと伸びているような形で配置されているという部分も関係あるのかなと思ってございます。それで、どう考えていくかという事なんですが、他の団地の状況を把握しながら、改めて対処方法を考えていきたく。これは、すでに、個人で設置されている方もいますので、そういった方の整合性も考えながら、どういう方法をとれるのかなというのを検討していきたいなと思ってございますので、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

はい。税務課長。

「財政課長」

土砂災害特別警戒区域等の指定を受けている土地の固定資産税についてでございますけども、今の現状で申し上げますと、当町には、減額等々の制度は有しておりません。実は、我々も、これにつきましては、昨年の9月頃より検討させていただいているところございまして、評価替えの時に委託をさせていただきました不動産鑑定士さんとの協議も、実は始めているところでございます。ただ、残念ながら、令和3年度の評価替えには間に合う状況ではないという事で、我々といたしましては、次の令和6年度の評価外を目途に、これらの地域指定を受けました土地で、土地の利用制

限等々が掛かるものについては、それは評価の見直し、下方修正等々を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

町営住宅、下水道の関係だけに絞りますけれども、長寿命化計画との関係の説明はわかります。じゃ、下水道法からの観点は、今日、建設課と別ですけれどもね、町営住宅の方にお聞きしますけれども、下水道法は、さっき言いましたけれども、土地の所有者は接続供用開始になったら接続しなければならない義務があるんですよ。江差町は義務があるんです。そうすると、法律には、その他事情がある場合は接続しなくていいとあるんです。あるんですよ、ご存じかと思うんですが。だから、そこはしっかりとそういう組み立て考えてそういう事をやろうとしているのか。要は、下水道事業と町営住宅の長寿命化計画とどうなっているのという、質問なんです。きちっと整合性をとってやっているんでしょうね、という質問。わかりますよね、課長。

それから、税務課長。評価替えの時だけしか、そういうタイミングとして、減額等々の方法論がないのか、評価替えは評価替えとして、仮に町独自で条例等があった場合は、そういう方法論も、もちろんそれは政策論ですけれどもあり得るという事なのか。その点について、確認したいと思います。

以上です。

(議長)

はい。税務課長。

「税務課長」

実は、今回の区域指定に係る減額の手法といたしましては、2通りのパターンが考えられております。まず1つが、評価替えに活用します、路線価自体を減額するという方法。それと地域指定されました土地自体の評価を落とすという方法、その2つのパターンが実は提示されております。それらについては、どちらの方を利用しましても、我々としましては、少し時間がかかるものであるという事がありまして、どちらの方式を選択するかは、まだ決めてはいないんですが、例規の整備等もしていかなけ

ればなりませんし、土地の方を減額するという形になれば、多分、相当数の筆になると思いますので、作業的にも時間が掛かるという事から、どちらを踏まえても、目安となる令和6年度を目途にという形で、ご答弁させていただきましたので、よろしくお願ひします。

(議長)

はい。財政課長。

「税務課長」

それで、長寿命化計画の整合性という事での、ご質問だったかと思うんですが、町営住宅の団地の方針は、それぞれ、例えば老朽度合いでしたり、設備の状況等々、全体の状況、町営住宅の適正管理戸数、そういった部分からの視点で、廃止と。そういった方針を定めたものでございまして、今、下水道の部分を考えながら、そういった、廃止や解体という部分を考えているものではない。ですから、結果的に、整合性が取れているのかと言われたら、整合性取れていない、整合性がというよりも、こういう事でなくて、別な視点で長寿命化計画の各団地の方針を立てているという事を、ご理解いただきたいなと思います。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

宿題というか、建設課の方にでも回しておいてもらいたいんですが、要はしっかりしないと駄目ですよ。長寿命化計画はわかりますよ。でも、これは建設課の問題ですけども、下水道法では、土地の所有者は、そこが供用開始しになれば、下水道に繋げなければならない義務があるんです。ただし、ただしというのがありますからね、そこをしっかりと踏むという、後で、答弁いりませんから、建設課の方でもそこで聞きますから、ぜひお願ひします。以上です。

(議長)

はい。いいですね。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、たいへんご苦労さんです。

協力ありがとうございました。

延会 17 : 08